様式第3号（第12条関係）

第　　　　号

年 　月 　日

様

丸亀市議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、丸亀市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第２項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有  個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないことと  した理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決

　　定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として（丸亀市議会議長が被告の代表者となります。）、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。